

■総合事業サービス利用の流れ

相談します

65歳以上の人

地域包括支援センターや高齢者福祉課に相談します
(基本的に新規利用希望の人は認定申請とします)



基本チェックリストを受けます

チェックリスト

要支援・要介護認定申請をします

非該当
(自立した生活
が送れる人)

事業対象者
(生活機能の低下
が見られる人)

非該当

要支援1・2

要介護1~5

総合事業の
サービスを利用したい

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センター等の職員と、本人や
家族が話し合い、ケアプランを作成します

介護予防サービス
が利用できます

介護サービスが
利用できます

介護予防・生活支援サービス事業
(訪問型サービス・通所型サービス)

+

一般介護予防事業 全ての高齢者が利用できます。
(ふれあいサロン・シルバーリハビリ体操等)

総合事業